



# 支える会通信

発行責任者  
柚木康子  
大田区羽田  
4-10-4  
石井ビル3階  
TEL03(6423)7878  
FAX03(6423)7430  
メール  
sasaerukai@lemon.plala.or.jp

最高裁第二小法廷（客乗訴訟・鬼丸かある裁判長）と第一小法廷（パイロット訴訟・金築誠志裁判長）は、2月4日（客乗訴訟）・5日（パイロット訴訟）付けで、上告棄却・上告不受理の決定を下しました。

この決定は、これから更に書面を提出することを裁判所に通知していたにも拘わらず、最高裁に高裁から書面が到着してからたつた3～4カ月で、実質的な審理を何ら行うことなく出されました。あまりにも早い決定、そして、審議された形跡が後の一連の期待も大きく裏切られました。

東京高裁の判決は、JAALが解雇時点での余剰人員数を立証していない、

最高裁は慎重に十分時間で組合に対する支配介入の不当労働行為が行われた、解雇された者の大半は会社が敵視してきた組合の組合員である、又は、多数の組合活動家が含まれている等のこと

がありながら、公的資金導入を伴つた会社更生法による再建であるということを重視して、整理解雇を有効とした不当なものが含まれている等のことでした。

整理解雇法理・信義則・不當労働行為に関する法理解釈について重大な誤りが多數あり、当然上告受理されるべきものでした。

又、この裁判は会社更生手続き下における整理解雇の在り方が問われる最初の裁判であり、企業の利益と労働者保護のどちらを優先させるのかが問われる事例であつて、JAALは84名の客室乗務員を解雇しながら解雇以降2000名以上も新規採用していますが、展望を見いだせない職場に嫌気がさして一年に600人が自主退職し、新人多数となつた職場は経験者が戻ることを切望して

解雇回避の手段がありながら何ら実行していない、病欠者や年齢の高い者を解雇している、協議交渉の過程で組合に対して支配介入の不当労働行為が行われた、解雇された者の大半は会社が敵視してきた組合の組合員である、又は、多数の組合活動家が含まれている等のこと

が含まれている等のこと

がありながら、公的資金導入を伴つた会社更生法による再建であるということを重視して、整理解雇を有効とした不当なものが含まれている等のこと

がありました。各支援者は最高裁決定の不當さに怒り、原告に対し引き続きの支援を約束し、原告共々JAALに対して「解決するまであきらめない!」と決意を表明しました。

JAALは84名の客室乗務員を解雇しながら解雇以降2000名以上も新規採用していますが、展望を見いだせない職場に嫌気がさして一年に600人が自主退職し、新人多数となつた職場は経験者が戻ることを切望して



## 最高裁に600名を超える 参加者の抗議の声が響く！

2月27日11時から支援共闘会議主催で最高裁前での抗議行動が行われました。

前日の冷たい雨もすっかりあがり、春めいた暖かい日差しの中で行動開始。支援共闘会議共同代表全国港湾糸谷委員長の挨拶から始まり、参加各団体からのメッセ

いします。  
パイロットも同様に人材の流出が続き採用を開始しましたが、世界的なパイロット不足で十分な人員を確保できず、定年後のパイロットを再採用しようとしています。I-SOもこうした状況に着目し、解決への努力を政府やJALに求めています。JALは莫大な利益

をあげ続け財力も体力もあり、解雇者を戻せない理由は全くありません。この裁判は終結しましたが、争議は終わっていません。原告団は更に大きな運動でJALを包囲し、解雇撤回させる決意を新たに確認しました。今後も引き続き御支援をお願いします！

### 原告の所属労組からの職場報告です

日本航空乗員組合 副委員長 岡野健一

JAL不当解雇撤回への取り組みに対し、皆様からの多大なるご支援に、心から感謝いたします。

私たち日本航空乗員組合は「最高裁の不当決定に屈することなく、全力で不当解雇を撤回させる。」との方針を、最高裁の不当な棄却決定が届いた2月6日に職場に出しました。

裁判闘争で判明したことは、裁判所は事実を追求することなく、会社更生法の適用だけをもって、不当判決を下したことだけです。

2010年12月31日時点での解雇の有効性に対する司法判断が示されたに過ぎず、私たちが苦境にある被解雇者を放置し続けていいと言う判断には到底なり得ません。

現在の職場は、「退職者が止まらない」状況が深刻化しています。自主退職者数は解雇以降で150人を超えました。破たん以前はパイロットが自主退職することはほとんどありませんでした。職場へのアンケートで、「離職を止めるために何が必要か？」を聞いたところ、労働条件の向上とともに、解雇問題の解決を求める声も上げられています。離職の原因として、「パイロットを大切にしない会社の雰囲気」や「会社への信頼を失ったこと」などの意見があげられています。

不当解雇問題が職場に暗い影を落としていると考えられます。さらに、会社の規定で定められた乗務時間の上限に近づくパイロットが続出し、あまりの勤務の過酷さから悲鳴の声が上がり続けています。

一方で、JALは破たん以降5年連続で1500億円を超える営業利益を計上しようとしています。解雇が行われた当時と現在とでは明らかに状況が変わり、今は被解雇者を職場に戻すことが可能なはずです。私たち日本航空乗員組合は、職場の団結を強め、全力で自主解決により不当解雇を撤回させます。

ボンを手につけ3回の最参加者はオレンジのリボンを手につけ3回の最

セージが続きましたが、どの方の発言も2月4・5日の不当決定に対する怒りの声で満ち溢れています。

高裁に対するシユプレヒー最高裁は憲法守れ！最も最高裁は憲法守れ！人権守れ！解雇自由社会を認めんな！司法の役割

果たせ！この決定は永田町の風見鶏だ、司法の汚点だ、日本の恥だ、世界の笑い物だと、600人を超える参加者の声が最高裁前に響き渡りました。



稲盛財団への要請

参加者の列は西門から正門前に続く三宅坂小公園の角まで延々と続き、各労組・団体の旗がためくその景観はみごとでした。最後に内田客乗原告団長が「こんな決定に負けず、職場復帰をめざして更に頑張る!」11日からJAL本部に出かけたが担当者から「never give up」と決意表明激励された」と決意表明を行い、全労連小田川議長の挨拶で終了しました。平日の昼間帯にも拘わらず御参加いただいた皆様!本当に有難うございました。

## 原告の所属労組からの職場報告です

キャビンクルーユニオン副委員長 前田 環  
支える会の皆さん、いつも温かいご支援ありがとうございます。2010年大晦日の不当解雇から4年、原告と共にキャビンクルーユニオンは皆様に支えられてこれまで解雇撤回に向けて闘って参りました。

しかし、最高裁は上告から数ヶ月の短い期間で十分な審議もせず棄却・上告不受理の不当な決定を下しました。解雇自由な社会を推し進める政府のもとでこの決定は『裁かれるべきは司法の異常さ』と言わざるを得ないので、断固抗議します。

原告組合員は、働く権利を奪われた苦境の中でも職場復帰実現のために国内外に支援・共闘を広げその輪は確実に大きくなっています。その運動の広がりに危機感を抱いた結果の早期決定であったとも言えます。

日本航空は解雇からこれまで2千名に及ぶ客室乗務員の新規採用を行いましたが、解雇問題を放置したままの会社姿勢に加え、賃金は平均年収で07年比26%減。稼働実績値は07年比で1.8か月増になり、「年8.8か月分の給料で13.8か月分働いた」計算になります。

約5か月分のコスト削減を強いられ職場は会社への信頼を失い自主退職者が年間6百名にも及びます。雇っても、雇っても減っていく現状です。総在籍者数が約6042名(15年1月現在)。新人の割合は34%になりました。

キャビンクルーユニオンが春闘アンケートで集めた声には「仕事に見合った賃金にしてほしい」「3人に1人の新人でサービスも安全も守るにはもう限界」「ギリギリの人員でスケジュール変更が多発し予定が立たず約束も守れず友達を失う」など悲痛な声が届いています。このアンケートには多くの新人、他労組の組合員も参加しています。

御巣鷹の事故から30年。JALは「安全の層」を厚くする事を社会に約束しているにも関わらず無反省に事態を進めています。解雇されたパイロットと客室乗務員は安全を守るために献身的に活動してきた組合員です。

支援者の皆さん、私たちの「安全の砦」を取り戻すためにもどうぞ更にお力を貸しください。さらに支援の輪を広げて頂けますよう重ねてお願ひいたします。

**京都総行動**

# 最高裁不当決定を吹き飛ばし、自主解決めざす

2月18日、2015年春・労働争議支援京都總行動」が京都總評、JAL闘争京都支援共闘などを中心に行われ、清田JAL乗員原告団事務局長を先頭に京

都市内にある稻盛財団と一緒に、抗議宣伝行動ものべ182人が参加して行いました。京都市中心部繁華街に

あり、盛和塾も入居する大きなビルのワンフロワーすべてを使用する稻盛財団は、JAL闘争京都共闘やJAL不当解雇撤回原告団の代表者らに対し、いつもの事務局次長はなぜか出てこず、「稻盛和夫理事長への（不当解雇撤回の要請）文書はお預かりします」というので、最高裁決定が出たからといって闘いを終えるわけではない。勝利するまで闘う」と明確に伝えるようにと要請団は強調しました。

京セラ本社前では、平日の日中で隣の催し物会場に参加する一般市民も

たくさん通行し、関心を持つてJA-L争議のビラを受け取りました。JA-L原告を中心とした要請団が京セラ名誉会長でもある稻盛和夫・JA-L名誉会長に、自主解決めざして闘う決意を伝えよう京セラ本社に入り総務部担当に要請書を手渡しました。

外では50人近い地域の支援の仲間が申し入れ代表団激励のマイクを取り、労働契約法20条違反裁判で全国の非正規労働者の闘いの先頭に立つ郵政ユニオンの報告、全印総連のブラック企業・印刷通

A-L名譽会長に、自主解決めざして闘う決意を伝えよう京セラ本社に入り総務部担当に要請書を手渡しました。

たくさん通行し、関心を持つてJA-L争議のビラを受け取りました。JA-L原告を中心とした要請団が京セラ名誉会長でもある稻盛和夫・JA-L名誉会長に、自主解決めざして闘う決意を伝えよう京セラ本社に入り総務部担当に要請書を手渡しました。

## ILO訪問報告 解決に向けて第3次勧告を要請

客乗、乗員の最高裁上告棄却、上告不理の決定が相次いで通知された2月5日、6日の状況から、予定されていたILO本部（ジユネーブ）訪問を延期すべきかの議論もあつた中、むしろ最高裁決定の意味をしつかり

要請団は、訴訟代理人の竹村弁護士、日航乗員組合の坂井副委員長、日乗連代表兼乗員原告の飯田副団長とCCCU代表兼

倒産に追い込む業態であるプリントパック社での報告、きょうとユニオングの京都市立浴場の退職金未払い請求闘争報告などが続けられました。

最後に、JA-L客乗原告団の鈴木圭子さんの発声で、京セラ本社百メートルビルに向かつて、最高裁決定吹き飛ばして最後まで勝利めざして闘う決意をこめた、怒りのシュー

プレヒコールで締めくくりました。

（JA-L闘争京都共闘・稻村守事務局次長）

販という町の印刷屋を次々倒産に追い込む業態であるプリントパック社での報告、きょうとユニオングの京都市立浴場の退職金未払い請求闘争報告などが続けられました。

最後に、JA-L客乗原告団の鈴木圭子さんの発声で、京セラ本社百メートルビルに向かつて、最高裁決定吹き飛ばして最後まで勝利めざして闘う決意をこめた、怒りのシュー

プレヒコールで締めくくりました。

（JA-L闘争京都共闘・稻村守事務局次長）

客乗原告団長の私の4人です。訪問の目的は、昨年10月に提出した追加情報と、その後の状況説明をもとに、一次、二次と出された勧告に継ぐ三次勧告を求めることになりました。

関係者との面談は、事前に調整されていたとはいえ、ILOの存在意義を搖るがしかねない87号条約を巡る論争の最中であつたにも関わらず、快く応じていただきました。

12日、13日の面談でILO関係者の考えが以下の3点示されました。

最高裁決定は「あくまでも最高裁としての手続き

です。訪問の目的は、昨年10月に提出した追加情報と、その後の状況説明をもとに、一次、二次と出された勧告に継ぐ三次勧告を求めることになりました。

関係者との面談は、事前に調整されていたとはいえ、ILOの存在意義を搖るがしかねない87号条約を巡る論争の最中であつたにも関わらず、快く応じていただきました。

私たちからは、「現時点まで最大限の取り組みをしてきたにも関わらず、政府がILOの勧告に基づき対応しないため、自主解決の協議の場が持たれず、加えて最高裁決定が協議実現の可能性を阻む要因ともなりかねないの

ILOの三次勧告をお願いしたい」と強く訴えました。そして、私たちも協議が開始されたら解決に向け最大限の努力をすることを伝えました。

き上の決定であり、本件の訴えに対する具体的内容の審理は行われていない」ということ。本雇について何ら解決策はありません。そのための道をつくるのがILOの仕事であるということ。「Social Dialog（社会的対話・交渉）」で問題を解決する事がILOの精神であり、本件についてもまさに、そのフェーズに入ったということ。

私たちからは、「現時点まで最大限の取り組みをしてきたにも関わらず、政府がILOの勧告に基づき対応しないため、自主解決の協議の場が持たれず、加えて最高裁決定が協議実現の可能性を阻む要因ともなりかねないの



ILO労働者活動局アンナ・ビヨンディさんと要請団

両日の面談内容で、私たちの要請の意義は十分理解され、しっかりと受け止めていただけたと参加者4人は確信して帰国の途につきました。

JA-L不当解雇撤回

客乗原告団長 内田妙子

今後の取り組み

3月23日12時～院内集会参考議院会館101会議室

24日15時～福岡空港宣伝

13時40分まで

行動

24日15時～福岡空港宣伝

18時～博多駅筑紫口宣伝行動

24日15時～福岡空港宣伝

18時～博多駅筑紫口宣伝行動</